

【アメリカ】海洋領有権紛争に関する上院決議の成立

海外立法情報課 新田 紀子

*2013年7月29日、上院は、海洋領有権紛争に関する上院決議を可決した。

2013年7月29日、上院は、ロバート・メネンデス (Robert Menendez) 上院外交委員長 (ニュー・ジャージー州、民主党) 等の共同提案による「アジア・太平洋海洋地域における領土、主権、管轄権紛争の平和的解決を米国が強く支持することを再確認する」上院決議 (S. Res. 167) を全会一致で可決した。決議の概要を紹介する。

1 前文

アジア・太平洋地域の海域の重要性と米国の国益、領有権紛争の外交的な解決への支持を18項目にわたり確認している。2013年の中国海軍軍艦の海上自衛隊護衛艦への火器管制レーダー照射、中国海洋監視船8隻の尖閣諸島領海侵入、同年5月の沖縄の主権に関する『人民日報』の論文、また、他の同様の合意のモデルとしての日台民間漁業取決めにも言及している。尖閣諸島については、同年4月の中国外務省報道官による「中国の核心的利益」との発言を取り上げ、米国は「主権について立場をとらないが、同諸島が日本の施政権下にあると認め、その施政を損なおうとするいかなる一方的な行動にも反対し」、そのような行動は米国の認識に影響を与えないこと、「日米安全保障条約の下、日本施政下の領土へのいかなる武力攻撃にも対応すると約束しており、全関係者に紛争防止、平和的な手段による対立の管理を求めてきた」と述べている。

2 決議

(1) 南・東シナ海で係争中の領有権の主張や現状変更のための、海軍、海上警備船舶、漁船、また、軍・民間機による強制、軍事的圧力また武力行使を非難する。

(2) この地域の海洋領有権紛争の全当事者が、現在の無人島、岩礁、浅瀬や地物への定住化を控えるなど、安定を損ね、紛争を悪化・拡大させるような活動を自制し、建設的な方法で意見の相違に対処するよう強く求める。

(3) 及び (4) (南シナ海) 略

(5) 海洋情勢の認識 (maritime domain awareness) の共有と能力構築のための当該地域の国々とのパートナーシップ構築へ向けた米国政府によるさらなる努力を奨励する。

(6) 航行の自由の支援、平和と安定の維持、主権問題の平和的解決や円滑な通商を含む、国際法上普遍的に認められた原則の尊重のため、当該地域の各国の軍とも連携した、西太平洋における米軍の作戦の継続を支持する。

参考文献(インターネット情報は2013年9月17日現在である。)

・決議 <<http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/BILLS-113sres167ats/pdf/BILLS-113sres167ats.pdf>>